

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

中小企業

新事業進出補助金 公募中

「新事業進出補助金」は、中小企業等が行う、既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しし、企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とするものです。

第2回公募締切日

2025. **12.19** (金) 18:00

従業員数	補助上限額	補助率
20人以下	2,500万円 (3,000万円)	1/2
21～50人	4,000万円 (5,000万円)	
51～100人	5,500万円 (7,000万円)	
101人以上	7,000万円 (9,000万円)	

※補助下限は750万円。※ () 内の金額は本チラシ裏面 (7) の要件を満たした場合に適用。
※本補助金の申請には**GビズIDプライムアカウント**の取得が必要です。

当会への事前相談依頼締切日

2025. **11.7** (金)

高崎市群馬商工会

相談依頼 申込フォーム >>

申請を検討されている方は、右のQRコードより
期日までに事前相談の申込みをお願いいたします。



お問い合わせ

高崎市群馬商工会



027-373-0237



LINE公式アカウント



対象経費や要件等については裏面をご確認ください。

補助対象者

企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等

補助対象経費

①機械装置・システム構築費 ②建物費 ③運搬費 ④技術導入費
⑤知的財産権等関連経費 ⑥外注費 ⑦専門家経費 ⑧クラウド
サービス利用費 ⑨広告宣伝・販売促進費

以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です。

基本要件	内容
(1)新事業進出要件	「新事業進出指針」に示す新事業進出の定義に該当する事業であること ＜新事業進出指針＞ ①製品等の新規性要件 新たに製造等する製品等が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するものであること ②市場の新規性要件 新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること ③新事業売上高要件 新たな製品等の売上高（又は付加価値額）が、応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること
(2)付加価値額要件	補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額（又は従業員一人当たり付加価値額）の年平均成長率が4.0%（以下「付加価値額基準値」という。）以上増加する見込みの事業計画を策定すること
(3)賃上げ要件	補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下のいずれかの水準以上の賃上げを行うこと ①補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間（令和元年度を基準とし、令和2年度～令和6年度の5年間）の年平均成長率以上増加させること ②補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、給与支給総額の年平均成長率を2.5%以上増加させること
(4)事業場内最賃水準要件	補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業所内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること
(5)ワークライフバランス要件	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること
(6)金融機関要件	補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること
(7)賃上げ特例要件※ ※特例の適用を受ける場合	補助事業実施期間内に、以下の要件をいずれも満たすこと ①補助事業実施期間内に、給与支給総額を年平均6.0%以上増加させること ②補助事業実施期間内に、事業場内最低賃金を年額50円以上引き上げること

活用イメージ



【既存】ガソリン車部品の製造



【新規】半導体製造装置部品の製造



【既存】注文住宅の建設



【新規】木材家具の製造

詳細は、QRコードより
新事業進出補助金HP内の
公募要領をご確認ください。



▲ 新事業進出補助金ホームページ